

# 平成30年 第4回北九州市人と動物の共生社会推進懇話会

## 議事録概要

1 開催日時：平成30年10月17日（水）13：30～15：30

2 開催場所：総合保健福祉センター6階 61会議室

3 出席者：

- (1) 学識経験者：石川会員、横山会員、馬場会員
- (2) 獣医師会：西間会員
- (3) 動物愛護団体：西原会員、中山会員、光武会員
- (4) 動物愛護ボランティアに取組む市民：迫本会員
- (5) 市民：中西会員、西井会員、原田会員、松永会員
- (6) 行政：[事務局]

保健福祉局保健衛生課

[オブザーバー]

保健福祉局動物愛護センター

4 議題

北九州市の動物愛護行政の取り組みについて（H29年度）

人と動物の共生社会推進に向けての課題（猫へのえさやりに関することを主に）

5 議事（概要）

- (1) 開会  
事務局 開会の挨拶
- (2) 出席者紹介
- (3) 事務局による議題の説明
- (4) 会員による意見交換等

座長（石川）

まず、「注目されている動物愛護管理行政に関する課題」と「北九州市の動物愛護管理行政の取り組み」について事務局から説明の後、意見交換を行う。議事のスムーズな進行にご協力いただきたい。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

**「注目されている動物愛護管理行政に関する課題」  
「北九州市の動物愛護管理行政の取り組み」について**

事務局 <資料を用いて説明>

**～北九州市動物愛護推進協議会の新たな取り組みについて～**

座長

「注目されている動物愛護管理行政に関する課題」と「北九州市の動物愛護管理行政の取り組み」について事務局から説明があった。この中で、北九州市動物愛護推進協議会（以下、協議会）がホームセンター等の店舗敷地内で譲渡会を様々な区で開催し、とても良い取り組みとなっているようだ。協議会会長から説明をお願いする。

動物愛護団体（西原）

動物愛護センター（以下、センター）のみでの譲渡会は限界があり、色んな区でもやりたいと思っていたところ、会場提供について提案をいただいた。その中で、譲渡会の場所や必要物品（ペットシート等）を提供いただき開催している。様々な区で譲渡会を行うことで、センターに行ったことはないが、この譲渡会でセンターの犬や猫のことを知り、休みをとって行ってみようと考えてくれる方がいることも成果である。協議会のみではなく、他のボランティア団体にも参加していただきたいと考えている。

地道に様々な地域に出向いて、続けて行きたいと考える。捨て犬捨て猫については、飼い主に啓発していくことが一番重要であると考えてるので、ドラッグストアやホームセンターに買い物に訪れる飼い主に向けて強く啓発していきたい。

座長

広報についてはどういう手段で行っているのか。

動物愛護団体（西原）

協議会のホームページへの掲載や、動物愛護推進員の個人ブログや団体ブログへの掲載で広報している。

座長

最近の SNS の発信力はとても大きい。大学のサークルのアカウント等でも譲渡会開催についての広報活動に協力も検討したい。

学識経験者（横山）

この取り組みで譲渡数が増えているか。また、譲渡会は平日はやっているか。

動物愛護団体（西原）

譲渡数は増えている。今までのところ、平日はやったことはない。場所の提供もしていただけたらと思うので、検討したいと思う。

学識経験者（横山）

おそらく、週末の方が市民は多く集まると思うが、新たな層を開拓することにもなると思うので、平日開催のことも是非考えていただきたいと思う。

動物愛護センター

協議会をはじめ、ボランティア団体が尽力していただいているおかげで、譲渡動物の 6

割を愛護団体が占めている。このような、活動を身近な場所でしていただいているおかげで、「センターが殺処分場」と考えて足を運ばなかった市民の方のイメージが変わって、譲渡につながっていると思う。

### ～犬の捕獲について～

獣医師会（西間）

犬の捕獲数が増えているのは何か原因があるのか。犬が多く捨てられているのか。

動物愛護センター

犬が捨てられているというよりは、特定の地区で野犬が繁殖している。捕獲が難しいが、重点的に子犬を捕獲するようにしている。成犬は慎重でなかなか捕まらないが、地域への粘り強い啓発活動もあり、子犬をみかけたらセンターに知らせてくれるようになった。犬は3ヵ月齢以内に捕まえば、比較的人に馴れる。このため、結果的に捕獲頭数が増えている。

### 飼い主のいない猫への餌やりによる問題点について

事務局

<資料を用いて説明>

### ～餌やり行為についての他自治体の条例内容について～

座長

事務局からの説明をまとめると、猫に対する餌やりが問題化していて、市民からの苦情も継続してある。条例改正についても検討しているが、国の法（動物の愛護及び管理に関する法律）改正は、現在停滞中である。法の改正・基本指針の改正があって、市の条例を改正する流れが一般的であるが、その中でも条例改正を行った2つの自治体について紹介があった。効果があるかどうか判定が難しいところだが、条例について話し合っていきたい。

学識経験者（横山）

市民から寄せられる苦情内容はどんなものか。

動物愛護センター

犬に関するものは、放し飼い・鳴き声・糞の放置についてである。猫に関するものは、子猫が生み捨てられる・餌やり・糞尿による汚染・発情期の鳴き声がうるさい等である。

学識経験者（横山）

条例の中に餌やり行為を規制する文言を入れることで、罰則を設ける設けないは置いておいて、抑制・抑止の効果があるのではないか。条例になることで、市民が餌やり行為をしている人に注意をしやすいのではないか。法律はとても怖いものだが、有効活用もできるのではないか、と思う。

また、京都市の勧告・命令にはどれくらい時間がかかるのか。

事務局

それぞれの条例によって異なる。（京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例で、勧告・命令をした例はない）

#### 獣医師会（西間）

環境省は室内飼いを推奨しているが、悪質な餌やり行為者の場合、「ある時は所有者、ある時は所有者でない」と主張するのではないか。他自治体の条例にある「所有者」とあるが、所有者をどういう風に区別していくか。また、過料と科料の差を明確に教えてほしい。

#### 事務局

過料と科料の明確な差や、いわゆる前科となるかどうかは、もう少し詳しく調べて、確認の上回答したい。

#### 座長

「飼い猫」や「飼い主のいない猫」等判断が難しく、「生活に悪影響」等判断が難しく、ともすればザルようになってしまう条例かもしれない。全国で施行されている自治体が少ないことを考えると、実行が難しいのかもしれない。北九州市も実行するのであれば、相当な覚悟を持ってやらないといけないように思う。

餌やり行為については、夜中にこっそりやっているイメージがあるが、自分の家の庭先であげても、いわゆる餌やり行為になるのだと思うが、その行為を把握するのは、難しいのではないか。

また、和歌山県の条例で、「餌やりをするのであれば、設備を準備」とあるが、何のことか。

#### 事務局

自分の家の敷地内で餌をやっているが、猫が自由に動き、近隣住民の庭先等で排泄をしたりするので、他自治体の条例中にある餌やり行為になると思われる。

「餌やりをするのであれば、設備を準備」とは、猫のトイレのことであると思う。（条例には、「猫の排せつのための施設又は設備を設置する」とある）

### ～北九州市の条例改正内容等について～

#### 動物愛護団体（光武）

北九州市が餌やり行為を規制する内容の条例を策定しようとしているのかわからないが、この議論は、間違っているように思う。というのは、猫への餌やりは、何百年前からやっている日本の文化であったはずで、それに後付けで迷惑がかかるからといって、条例や法律を作ること自体が、何か間違っているような気がしている。

先ほど、地域住民の苦情があり、探知することができて、子犬を捕獲するようになったと、動物愛護センターから話があった。猫に対する問題のアプローチというのは、地域住民から猫の苦情があった場合、現地に調査に行き、実際にそういう状況があれば、動物愛護センター等が調査に行き、まず、行政として何ができるかを考えるべきではないか。

つまり、餌やりに関する条例というのは、餌をやる人に対して、こうしないといけない、えさをやらないといけないとか言って、じゃあ、餌をやらなくなった場合、その受け皿がないのではないか。人を罪に陥れるような法律や条例を作るのではなく、猫たちを助けながら、人に対する罪を作らないといった方法を検討しないと、過料・科料がどうのこうのとか、言ってもずっと解決しないのではないか。

#### 座長

餌やりをしている人に罪の意識を持たせないように上手に利用していく等、地域猫制度を改正していくのは1つのアプローチかもしれない。

#### 学識経験者（横山）

結局は、実際に餌やりだけをやっている人がいて、実際に迷惑を被っている人もいる中で、餌やりだけをやっていると、こんな問題が起きるというのを周知徹底することに尽きるのではないかと。

決まりを作る、確かに罰を作るというのは強いかもしれないが、とはいえ、現状で問題があるので、どうにかしないといけないと思う。長い目で見れば、餌をやることで、状況が悪化していくんだよということを伝えることと、実際にどういった対策をしていくのか。地域猫制度を拡張するといった、現在あるものを改善していくという方法と、新しいことに取り組んで行く、2つあると思う。新しいことの1つの案が市の条例改正だと思うが、そこまでする前に、何ができるのかなと疑問に思う。

#### 座長

餌やりを行っている方というのは、孤独といいますか、コミュニケーションが難しいといいますか、既存の地域猫の制度をうまく活用してくれるのか分からない、という懸念もあり、うまく運用していくのが難しいとも思われる。地域のご意見も伺いたい。

#### 市民（松永）

個人的には飼い主のいない猫で迷惑を被っていることはないが、猫への餌を置きっぱなしで帰って、困っているという地域の話聞いたことがある。やはり、ある程度ルール作りは必要かな、思っている。お花見に行っても、ゴミを持ち帰らずに帰る人がいるのと一緒に、猫が好きで餌をやるのであれば、片付けまで含めてやってください、と思う。そうでないと、猫がかawaiiそうだと思う。

#### 動物愛護団体（中山）

私が事前アンケートで、エンジンルームに猫が入って困ったという意見を出した。知り合いの人は猫がエンジンルームに入っていることに気が付かず車を発進し、エンジンルームで猫がばらばらになって車を買って替えた。私は犬を飼っているが、お母さん猫は、子どもを産むと強くなり、飼い犬が攻撃されたことがあった。治療はしたが、飼い主がいないため、誰にも請求できない。治療費くらいは良いが、車を買って替えた人は本当に歯がゆいと思う。餌をやる人がいるから、猫が寄ってくるので、多少のルール化は必要であると思っている。

#### 学識経験者（馬場）

嫌われるのを覚悟で申し上げると、餌やりは絶対にやるべきでないと思っている。江戸時代、猫はネズミを捕ってくれるなど、貴重な存在だったらしい。現在ほど、数もそれほど多くなかったと思う。現在は栄養状態がよくなって、餌をやる人もいて、猫の数も増えていくと、どうしても軋轢が起こる。北九州市の条例は飼い主がいる猫についてのみだと思われる。飼い主がいない猫については対象としていないと思われる。

職員の方も、餌やり行為で困った際に、指導等する根拠があった方良いのでは、と思う。多自治体で過料・料金を課したことが未だにないという。職員が市民の方を指導する時に何の権限あってそんなことを言うのか、といった反論があったときに、罰則の有無に関わらず、こういうことが書いてあって、規則があるんですよということが言えるのは、強いバックボーンになると思う。

それと、餌やりについて、紙皿やカップラーメンの容器に餌を入れたりすると、カラスがつつく、皿が飛んでいく、といったように衛生状態は悪くなる。そもそも、私は、飼い

主がない猫は野生動物だと思っている。野生動物であれば、人が手出すべきではないと考えるし、人間に捨てられて野良猫になったというのであれば、何らかの処置が必要であるかもしれないが、基本的には、野生動物と人間は住み分けていくことが必要ではないか。確か、動物の愛護及び管理に関する法律では犬や猫は「愛護動物」という位置づけになっているので、一般的な野生動物とは異なるかもしれない。

座長

餌やりをしている人というのは、条例が改正されたところで守ってくれるのか、という懸念はある。だからこそ、餌やりしている方を巻き込んで（地域猫制度等を）やっていくのか、はたまた、監視して、粘り強く説得していくのか、考え方によって違ってくると思う。

学識経験者（横山）

どのくらい強制力を強めるかということ、が今度の課題だと思う。ある程度、ルール化は必要ではという意見が相次いたが、猫を排除したいということではなくて、「動物と共生するためには」、という部分と、「人も生きていく」ということを考えていかなければならない。馬場委員からもあったが、行政が指導等をする際の裏付け根拠があった方が、良いということもあるということ。北九州市民としても、北九州市の方向性を示してもらったほうが、猫の餌やりをする人に、強くも優しくも言うことができるようになると思う。どこまで強制力を持たせるかということが重要であると思う。

地域活動ボランティア（迫本）

私は大学の「犬猫を守る会」に入る前は、野良猫に餌をやるのが悪いと知らなかった。罰則については、個人への指摘をする前に、「こういう理由で猫に餌やりをやってはいけない」ということをしっかり周知をしないと反発が起これると思う。また、資料中の無責任な優しさというのは、若い人高齢者の方みなさんあると思う。無理やり（罰則等の）措置をとると、反発につながるのかな、思う。

市民（原田）

自分のいる自治会でも、「猫への餌やりをやめましょう」、とか、「糞尿に困っています」、とか注意をしているが、お年寄りの一人暮らしの方が餌をやっているケースが多く、「餌やりをやめると、猫が死んでしまう、命があるのに」等と言われることがある。あまり強く言えないし、一方で困っている方もいる。軽いルールでもあれば注意もしやすいと思う。ルール作りは必要な、と思う。

市民（西井）

マナーが悪いというけど、私の経験上、顔なじみになれば、おはようとかこんにちとはとか声をかけあったり、助けあったりすることで、解決の道はあるのではないかと思う。

市民（中西）

ハトに餌をやる人にもなかなか注意ができない、その場合も、条例があれば、と思う。餌やりをする人は、優しいんだろうな、寂しいんだろうな、と思う。行きつく解決策はどんなのかと思う。

座長

餌やりを規制する条例に関することについては、もっと時間をかけて話し合わなければならぬと考える。

動物愛護団体（西原）

最終的には飼い主のモラルにつきと思う。そこからきちっとしていかないと、飼い主のいない猫の問題は解決しないと考える。飼い主が避妊・去勢手術をさせずに自由に外に行ける環境で飼っていて、猫が妊娠し子猫が生まれたけど、自分は飼えないからといって、外に捨てる。そのくり返して飼い主のいない猫、ひいては野生化しノネコが増えていく。このことからして、やはり、飼い主の問題であって、飼い主への啓発が徹底されるべきである。

座長

北九州市の条例は丁寧に作られており、これを改正するのは困難を伴うと思われるが、より良い方向性で、飼い主等への啓発も含め、ルールを適正に設定し、適応させ、うまく運用できれば良いと考える。国の法律改正のこともあり、条例改正については、これからも多くの議論やプロセスが必要であると考えます。

動物愛護団体（光武）

北九州市立大学で犬猫を守る会の学生さんには、猫に餌をやらないこと、子猫を拾わないこと、を徹底して伝える。猫と人間を一緒にしてはいけない、結局猫への餌やり行為をすることがかわいそうな結果、住民同士の対立を産んでいる。自分勝手な理論で、かわいそうだから、自分は飼えないけど餌をやる中で生じた地域の揉め事を解決しようとする、自分以外の方が嫌な思いをするということを、伝えていかなければならない。自分のところに猫の相談などに来た人にも言う。私たちがすべきなのは、啓発であり、犬猫を助けることも重要であるが、ずっと先のことを考えると、啓発が大事であると考えます。

座長

シンプルな答えはなく、啓発等を地道にやる、ルール作り等を地道にやっていくということが大事であり、時間がかかるということである。

獣医師会（西間）

獣医師は動物を助ける立場であるが、要は、最期まで責任を取ることができるかどうか大事だ。家畜は別だが殺す必要のない動物は、できるだけ助けたいというのが気持ちである。

学識経験者（馬場）

餌をやる行為が、決して優しい行いではないということは、強く言いたい。以前、猿に餌をやるという自治体があって、町おこしの目的が強かったと思う。野生動物は楽をする、それによって害が出てきて、結局は猿を駆除することになったということがあった。猿に餌をやるということは、間違いだ、と多くの方が理解されていると思う。これが犬や猫になると、ちょっと位置づけは変わってくるが同じであると思って欲しい。

～閉会～

座長

長時間に渡り熱心な発言をしていただき感謝する。今回もとても有意義な議論ができたのではないと思う。今回の意見を対策に反映していただきよりよい対策を取っていただければと思う。

事務局

長時間に渡る意見交換をしていただき、誠に感謝している。

本日いただいた意見については、持ち帰らせていただき、今後の事業の参考にさせていただく。次回の懇話会は来年を予定しているが、あらためてご連絡させていただく。